

公表監第8号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査（教育委員会）並びに同条第7項の規定による財政援助団体監査（一般財団法人 西宮市職員自治振興会）、出資団体監査（株式会社 鳴尾ウォーターワールド）及び指定管理者監査（一般社団法人 西宮高齢者事業団）を実施したので、同条第9項の規定に従い、別紙のとおり公表します。

令和2年11月20日

西宮市監査委員	石原俊彦
同	佐竹令次
同	板戸史朗
同	大川原成彦

目 次

財政援助団体監査結果報告 一般財団法人 西宮市職員自治振興会

第1	監査の対象	15 - 2
第2	監査の期間及び方法等	15 - 2
第3	監査の結果	15 - 2
1	法人の概要	15 - 2
2	補助金の概要	15 - 3
3	補助事業の状況	15 - 4
4	事務処理等の状況	15 - 5
5	むすび	15 - 5

凡 例

- 各表中の符号は、次のとおりです。
「0」「0.0」は、0又は単位未満のもの。
「△」は、減少・低下。
「-」は、算出不能・不要。
- 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中の元号表記については「令和」を省略し、表中については、全ての元号を省略しています。

西宮市監査委員	石原俊彦
同	佐竹令次
同	板戸史朗
同	大川原成彦

財政援助団体監査結果報告
(一般財団法人 西宮市職員自治振興会)

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体監査を西宮市監査基準に準拠して行った結果は次のとおりですので、同条第9項の規定に従い報告します。

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の対象

一般財団法人西宮市職員自治振興会（以下「法人」という。）が、一般財団法人西宮市職員自治振興会事業補助金交付要綱、一般財団法人西宮市職員自治振興会事業にかかる西宮市立中央病院補助金交付要綱及び一般財団法人西宮市職員自治振興会事業に係る西宮市上下水道局補助金交付要綱に基づいて交付を受けた次の補助金に係る出納その他の事務のうち、主として平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間に執行された事務を対象に監査を実施しました。

なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、法人及び所管部局提出の直近の数値を用いるよう努めました。

職員自治振興会事業補助金	11,966,000円
--------------	-------------

第2 監査の期間及び方法等

令和2年8月17日から事務局監査に入り、同年10月15日には法人及び西宮市総務局関係職員の出席を求め、監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

監査にあたっては、対象事務について、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から実施しました。

第3 監査の結果

次のとおりです。

1 法人の概要

(1) 設立の経過

法人は、西宮市行政に協力し、市民の地方自治に関する意識の向上を図る事業を行い地方自治の振興に資するとともに、会員の福利厚生に関する給付、貸付、共済及びその他の事業を行い西宮市職員、西宮市立中央病院職員及び西宮市上下水道局職員（以下「市職員」という。）の公務の能率的な運営に資するため、昭和58年4月1日に財団法人として設立

され、平成25年4月1日に一般財団法人に移行しました。

(2) 組織の概要

法人の組織(2年6月17日現在)は、評議員会の評議員5名、理事会の理事12名(うち理事長、副理事長、常務理事各1名)及び理事の職務執行を監査する監事2名並びに事務局職員5名により構成されています。

事務局は西宮市六湛寺町10番21号 西宮市職員会館に置かれています。

(3) 事業内容

法人が実施する事業の概要は、次のとおりです。

- ・ 献血、福祉、緑化及び災害支援等の推進に関する事業
- ・ 会員の福利厚生に関する給付、貸付、共済及びその他の事業
- ・ 西宮市役所来庁者等に対する便益施設の設置運営に関する事業
- ・ 法人所有施設の管理運営、市への庁舎及び会議室提供事業(会館運営事業※)

※ 法人は西宮市職員会館及び西宮市役所東館の一部を所有しており、会館運営事業を実施しています。施設の運営維持管理を行い、市に対して公務のために庁舎及び会議室として無償で提供するとともに、会員の福利厚生に寄与するため、会員及び関係団体等に提供しています。

2 補助金の概要

(1) 補助の目的

職員自治振興会事業の安定的な運営と充実を図り、もって西宮市行政の推進と地方自治の振興、さらに市職員の福利の増進に寄与することを目的として、市の一般会計、西宮市立中央病院の病院事業会計、西宮市上下水道局の水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計から交付しています。

(2) 補助の対象

補助の対象は、会館運営事業に係る経費で、通信運搬費、消耗品費、消耗什器備品費、修繕費、光熱水費、賃借料、保険料、委託費、雑支出に対して予算の範囲内で補助金を交付しています。

(3) 補助金の算定

各会計の補助金の算定額は、補助対象経費を予算の範囲内で西宮市、西宮市立中央病院及び西宮市上下水道局(水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計)の職員数

に応じて按分した額としています。

補助金の交付時期については、四半期毎の概算払で、4月、7月、10月、翌年1月に交付しています。

3 補助事業の状況

法人に対する元年度補助金の算定は、次のとおりです。

(単位：円)

	西宮市	中央病院	上下水道局	合 計
補助対象経費	14,921,618	1,052,562	1,209,732	17,183,912
補助金交付決定額	10,374,000	753,000	839,000	11,966,000
補助金確定額	10,374,000	753,000	839,000	11,966,000
補助金返還額	0	0	0	0

最近5か年の補助金額の状況は、次のとおりです。

(単位：円)

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
西宮市	12,321,889	11,731,000	11,656,000	10,804,000	10,374,000
中央病院	916,579	885,000	872,000	793,000	753,000
上下水道局	1,093,515	979,000	971,000	871,000	839,000
合 計	14,331,983	13,595,000	13,499,000	12,468,000	11,966,000

西宮市職員会館及び西宮市役所東館の会議室の稼働率は、次のとおり推移しています。

(単位：%)

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
西宮市職員会館	58.1	58.2	56.7	59.7	57.6
西宮市役所東館	81.8	75.8	55.8	76.5	76.7

貸出利用全体のうち、元年度における公務利用の割合は83.6%となっています。

4 事務処理等の状況

(1) 法人の事務処理

補助金交付申請書など関係書類を調査したところ、次のような状況が見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

- ・会議室の使用料について、使用者から現金で領収し金融機関へ入金するまで、1か月以上経過しているもの
- ・消耗品購入の振替伝票について、平成31年3月末締切日の請求書に基づいて平成30年度の未払金として計上すべきところ、元年度の消耗品費として支出しているもの

(2) 所管課の事務処理

総務局研修厚生課では、市の一般会計から補助金を交付しています。また、同課の一部の職員は法人の事務局を兼務しており、法人の補助金交付申請や実績報告書の提出に関する決裁と、同課の補助金交付決定や確定通知書の交付に関する決裁を、同一職員が起案しています。交付申請書や実績報告書等の審査を適切に行い、補助効果を十分に検証するため、補助事業の執行体制について検討してください。

5 む す び

今回の財政援助団体監査においては、補助金に関する規定、補助金申請関係書類、収入支出関係書類の確認など財務事務を中心に監査を実施したところ、おおむね適正に処理されていました。

会館運営事業は、市庁舎の執務スペースが不足する中、西宮市職員会館及び西宮市役所東館の一部を庁舎及び会議室として市に無償で提供するとともに、福利厚生施設として市職員の公務能率の増進に資しており、市行政の推進に寄与しています。

しかし、公務利用に係る会館運営事業は公益を目的とした事業のため、資金収支決算では赤字になることが前提となっており、財源不足には法人の財産を取り崩して対応しています。市においては、補助金の交付にあたり法人の財源状況を注視するとともに、事務局との役割分担の明確化に努めてください。

法人においては、市行政に寄与する公益的な事業として、引続き効率的な運用に努めてください。